

湯河原町就学援助費に係る支給認定基準等の見直しについて（案）

1 支給認定基準について

<表1>

区 分	新 基 準	現 行	備 考
基準の倍率	1.3 倍	1.1 倍	

前年の世帯の所得の額が、生活保護法の規定による厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の需要の額の1.1倍から1.3倍以下としたい。

2 支給単価の見直しについて（国の単価の見直しによる）

【新入学児童生徒用品費】

<表2>

区 分	新 基 準	現 行	差 額
小学校	40,600 円	20,470 円	20,130 円
中学校	47,400 円	23,550 円	23,850 円

3 支給費目の追加について

<表3>

区 分		新 基 準	現 行	備 考
P T A会費 (実費)	小学生	3,380 円(限度額)	—	
	中学生	4,190 円(限度額)	—	
生徒会費 (実費)	中学生	5,450 円(限度額)	—	小学生なし

4 新入学児童生徒用品費の入学前支給について

<表4>

区 分	改訂案	現 行
中学校入学者	当該年度に支給認定を受けている保護者に対し、入学前の2月末までに支給する。	入学後に支給

* 小学校入学者については、収入状況の把握のため、新たに別途申請受付をするなど、申請・交付方法などについて、今後、検討していくこととしたい。

5 見直しに伴う予算見込額について

<表5>

項 目	予算見込額	対象者	摘 要
1 支給認定基準	1,214,145 円	14 人	申請者が2割増加し、その内の7割が受給可能とした場合
2 新入学用品費（単価改定）	375,690 円	17 人	小学 20,130 円×8 人=161,040 円 中学 23,850 円×9 人=214,650 円
3 P T A会費（費目追加）	391,630 円	107 人	小学 3,380 円×70 人=236,600 円 中学 4,190 円×37 人=155,030 円
4 生徒会費（費目追加）	9,600 円	37 人	中学 240 円×35 人=8,400 円 600 円× 2 人=1,200 円 (小学 無し)
5 新入学用品費(入学前支給)	616,200 円	13 人	小学 支給しない 中学 47,400 円×13 人=616,200 円

6 施行期日について

- (1) 「1 支給認定基準について」及び「3 支給費目の追加について」は、平成30年4月1日からとしたい。
- (2) 「2 支給単価の見直しについて」及び「4 新入学児童生徒用品費の入学前支給について」は、湯河原町就学援助費交付事務処理要綱の公表の日からとしたい。

7 (1) 平成29年度補正予算対象額

補正予算対象額 (表5 2+5)	992千円
---------------------	-------

(2) 平成30年度予算影響額

予算影響額 (表5 1～5の計)	2,608千円
---------------------	---------